令和2年10月伊奈町農業委員会総会議事録

令和2年10月26日(月)

議事録

会議名 令和2年10月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和2年10月26日(月)

開会時刻 午前 9時00分

閉会時刻 午前11時35分

招集場所 伊奈町役場 第1会議室

応招委員(農業委員)

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 齋藤 勝明 秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞

大塚 俊雄 蓮見 紳一 戸井田武夫

応招委員 (農地利用最適化推進委員)

渡辺 久夫 細田 光一 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 16 名

欠席委員(農業委員) なし

(農地利用最適化推進委員) なし

議事録署名 小林 久夫 加藤 泰三

事務局職員 秋山局長、岡野局長補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の

議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名 事務局長

定刻となりましたので、只今から令和2年10月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員11名の出席でございます。

推進委員5名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が 成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしくお願いします。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(9:00開会)

議長

ただいまから、令和2年10月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、小林久夫委員、加藤泰三委員を指名しますので、よろしくお願いします。

はじめに、第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題とします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」

この案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、町より 農業委員会に対して、農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものでございま す。

ここで農業振興地域制度と農業振興地域整備計画、農用地からの除外についてご説明いたします。

まず、農業振興地域とは、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄 与することを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」第6条第1項に基づき都道府 県が指定した地域のこと言います。

次に農業振興地域整備計画でございますが、市町村が策定する農業振興地域内での農業施策 に関する最上位計画で、その中の計画の一つに農用地の区域の指定がございます。

本日お配りしております資料に農振区域図がございますのでご覧ください。

緑色で示しているところが、伊奈町の農業振興地域の農用地になります。

つづいて、第一号議案としてご審議いただく、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見」 でございますが、町の行政計画である農業振興地域整備計画を変更する際には、農業委員会に 意見を聴くものとされております。今回は5件の除外の申出を受けて農業振興地域整備計画の 変更を余儀なくされたものでございます。

ここでいわゆる「除外」とはなにか、本日お配りしております資料をご覧ください。

除外とは「農用地区域からの除外」の略で、農用地区域では農地転用は制限されており、農地区分の許可方針では、原則不許可となっております。ですので、農用地内で転用するためには、農用地から除外する必要がございます。

伊奈町では除外の申出の受付を2月と8月の年2回もうけており、今回の五つの案件は8月に受付したものになります。

除外の手続きといたしましては、申出を受け、町の農業振興策や諸計画との整合や農振法に 則しているか、また、除外後に農地転用の見込みがあるかなどを審査し、県と協議を行った上 で整備計画の変更となります。昨年の8月受付分につきましては、4月に除外公告を行ってお りますので、受付から約9ヶ月の期間がかかったことになります。

それでは、関係資料をご覧ください。

1枚目は、農業振興地域図に除外箇所を落としております・

2枚目は計画変更理由書になっております。住宅敷地及び道路後退用地1件、住宅敷地1件、 駐車場敷地1件、散策路及び伊奈氏屋敷保存地1件、住宅敷地拡張1件が農用地区域内に立地 することが余儀なくされたため、農用地利用計画の変更を行うものであります。5件の合計3, 949㎡の減少となります。

2枚目は、除外案件の総括表となっております。

今回の除外案件ですが、新型コロナウイルスの感染拡大予防の面から、関係資料の詳細な説明については割愛させていただきます。

案件の説明の前に、除外の審査基準について、簡単に説明させていただきます。

審査基準には5の要件(除外の5要件)がございます。

- 1. 必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
 - ・具体的な事業計画であること

- ・必要性及び緊急性が認められること
- ・必要とされる面積が過大でないこと
- ・農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

2. 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・高性能機械による営農や効果的な病害虫防除に支障が生じるおそれがないこと
- ・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがないこと

3. 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・認定農業者等が目指す農業経営に支障が生じるおそれがないこと
- ・認定農業者等の経営する農用地の集団化が損なわれるおそれがないこと

4. 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・農業用施設の分断や毀損により、災害の発生が予想されないこと
- ・土砂等の流入により、農業用排水路の停滞等が予想されないこと

5. 土地基盤整備事業完了後8年を経過していること

以上のとおりとなっております。

それでは、5件の除外案件について順次説明いたします。

一つ目の赤いタグをめくってください。

事案番号10番

事業計画者は〇〇〇、〇〇〇〇

転用用途は住宅敷地及び道路後退用地

権利関係は使用貸借権の設定になります。

申出地は○○○○○○番の一部 1391m²のうち420m²

場所については、資料2ページに案内図がございますが、印刷が不明瞭なので本日お配りしております案内図をご覧ください。〇〇〇〇〇からみて南に位置しており斜線で示したところになります。現地は畑で適正に管理されております。

当該土地を選定した理由ですが、自身で所有する土地がなく、妻の父の土地を検討し、建築できる可能性があったため、本申請地を選定した。

また、除外の要件を満たすと判断した理由ですが、本申請地は第2種農地に区分され、必要性については賃貸アパート暮らしで2人の子供の成長に伴い手狭になり自己用住宅を取得する必要がある。代替性についても実家の近接地は妥当と判断いたしました。

続きまして、1つめの赤いタグをめくってください。

事案番号11番

事業計画者は○○○○

土地所有者は○○○○ 事業計画者の義父にあたります。

転用用途は住宅敷地

権利関係は使用貸借権の設定

申出地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一部 2014㎡のうち300㎡

場所については、資料2ページにあるようニューシャトル○○○から見て東に位置しあ○○○○○○からマンションの○○○○○○○の脇の道を南に進んだ申請地と示しているところです。

当該地を選定した理由と経緯ですが、自身で所有する土地がなく、妻の父の土地を検討し、建築できる可能性があったため、本申請地を選定した。

また、除外の要件を満たすと判断した理由ですが、本申請地は第3種農地に区分され、必要性については賃貸アパート暮らしで2人の子供の成長に伴い手狭になり自己用住宅を取得する必要がある。代替性についても実家の隣接地は妥当と判断いたしました。

続きまして二つ目の赤いタグをめくってください。

事案番号12番

事業計画者 0000 00000000

土地所有者 〇〇〇〇

転用用途 駐車場敷地

権利関係 所有権移転

申出地は 〇〇〇〇〇〇〇〇 429 m²

場所については、2ページは案内図です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で申請者の〇〇〇〇〇〇〇 の北側に位置する斜線で示したところになります。

当該地を選定した理由と経緯ですが、事業計画者は現在、町内の〇〇地内で眼科医院を開院していますが、受診者の増加に伴い駐車場が飽和状態であり事業に支障をきたしているため、隣接地に駐車場の拡張を計画したとのことです。 除外の要件を満たすと判断した理由ですが、本申請地は第2種農地に区分され、必要性については飽和状態の駐車スペースの解消が急務であること。代替性についても医院の隣接地で計画面積も妥当と判断しました。

続きまして三つ目の赤いタグをめくってください。

事案番号13番

事業計画者 ○○○

土地所有者 ○○○○○

転用用途 散策路及び伊奈氏屋敷跡保存地

権利関係 寄付による所有権移転

土地の表示 ○○○○○○○ 外9筆 合計 2774㎡

場所については、資料4ページにあるように、ニューシャトル〇〇〇から見て東側で申請地と示しているこころです。

当該地を選定した理由と経緯ですが、町の事業で平成28年度から〇〇〇〇区内の町道を散策路として整備してきたが、県指定史跡「障子堀跡」に繋がる散策路が未整備であること、また伊奈氏屋敷跡保存活用計画により史跡の町有化を進めるため、本申請地を選定したとのことです。なお、土地収用法対象事業のため、農地転用については許可不要でございます。

除外の要件を満たすと判断した理由ですが、本申請地は第2種及び3種農地に区分され、必要性については遺構発掘や保存の観点から必要とされるもの。代替性についても散策路整備の動線からみて当該地は妥当と判断しました。

続きまして四つ目の赤いタグをめくってください。

事案番号14番

事業計画者 〇〇 〇 〇〇 〇〇

土地所有者 〇〇 〇〇

転用用途 住宅敷地拡張

権利関係 使用貸借権の設定

土地の表示 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一部 304 m²のうち26 m²

場所については、資料の3ページをご覧ください。

○○の○○地区でいなまるのバス通りの道に面した太線で示したところになります。

当該地を選定した理由と経緯ですが、事業計画者は申請地内の祖母の家に同居しているが、子供の出産予定など手狭になることから、自己用住宅建築を計画していたところ、申請地内にあった両親の家が火災により焼失してしまったことで、両親との二世帯住宅に計画を変更したが、建築にあたっての道路接道の要件が満たしていないため、本申請地を住宅敷地の拡張として選定したとのことです。

除外の要件を満たすと判断した理由ですが、本申請地は第1種農地ですが、既存急落居住者の通常の発展について認められている「集落接続」の要件を満たすため不許可の例外に当てはまります。必要性については両親、申請者の自己用住宅の建築は急務である。代替性についても焼失した両親宅の隣接地は妥当と判断しました。

各案件については、さいたま農林振興センター並びに町都市計画課と、農地転用及び開発の 見込みについて協議をいたしました。

その結果、農地転用、開発共に見込みありであるという回答を得ております。

農業委員会として計画変更について意見の有無についてご審議願います。説明は以上でございます。

議長

ただいまの説明に対しまして、各担当委員より補足説明等がありましたら発言をお願いします。

大塚俊雄委員

案件10番について加藤推進委員さんと一緒に現地及び地権者のご自宅にいきました。現地の状況ですが、畑部分については、道路より高いため、盛土は必要ないです。生活排水については浄化槽を通って西側道路側溝まで埋設管を布設して流す計画だということです。また、ブロック塀を建てるということなので隣接地への被害防除も問題ないと思います。

案件12番についても、同日現地にいきました。資料によるとスタッフと患者の車の台数が18台程度不足しているということですが、本申請で15台分ということなので面積過大ではないかと思います。

加藤幹夫推進委員

案件10番ですが、現地は耕作されており、計画についても問題ないかと思います。

案件12番ですが、現地はネギが植えられており、適正に管理されております。問題ないか と思います。

蓮見紳一委員

案件11番について地権者に確認してきました。事業計画者の妻が地権者の娘になるわけですが、住宅を建てるのに地権者の居住している土地では建て替えができないということなので、本申請地にしたとのことでした。現地はぶどう棚がありますが、適正に管理されておりました。

案件13番ですが、地権者にあってきました。町の事業なので無償で提供するとのことでした。現地は町の土木課できれいに管理してありました。両案件とも問題ありません。

渡辺久夫推進委員

案件13番については、農地パトロールの際現地は確認しており、草が刈られておりました。 齋藤勝明委員

事業計画者の両親に話を聞いてきましたが、問題ないと思います。

大島久雄推進委員

齋藤委員さんと一緒に話を聞いてきましたが、同じく問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。計画変更について、異存なしとすることに賛成の方は挙手願います。

各委員

举手「全員」

議長

挙手全員です。よって、計画変更について、異存なしとすることに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号21番を議題 といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案番号21番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、以前の委員さんに令和2年の2月に除外の申出書が提出され、同年4月に 除外のご審議いただいた案件になります。令和2年8月19日付けで除外認可公告を行ったも のです。

資料1ページから2ページが許可申請書関係になります。

続いて3ページ目は申請地の案内図。○○の○○○地区の南、申請地と斜線で示していおる ところになります。

資料4ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、事業計画者は伊奈町で産廃物収集運搬業を営んでいるが、グループ企業の○○の関係車両が増加したため、駐車場が手狭になり、事業に支障をきたしているため、事業所から近い本申請地に駐車場を整備することを計画したとのことです。

資料5、6ページは申請地と隣接地の土地の全部事項証明書。

資料7ページは公図の写し。

資料8ページから13ページは駐車場の設置に係る資料、現在利用している駐車場の平面図 土地利用計画図、現地の写真です。

資料14ページから16ページは資金調達計画書、見積書、残高証明書です。

資料17ページから27ページは会社の現在事項証明書、定款。

資料28、29ページは印鑑証明書。

資料19ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検

討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないもの と思われます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の大塚俊雄委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

大塚俊雄委員

現地の確認と事業計画者に話を聞いてきました。現況図面よりも実際は混雑しているように 見えました。利用計画図のように車両を置ければ利用もしやすくなるかと思います。また、周 辺農地への被害防除もブロックを布設するとのことなので問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

加藤幹夫推進委員

現地について確認してきましたが、適正に管理されており、問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、21番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号22番を議題とします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案番号22番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、以前の委員さんに令和2年の2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和2年8月19日付けで除外認可公告を行ったものです。

この案件は、運送業を営んでいる〇〇〇〇〇〇さんが伊奈町と〇〇にある駐車場を本申請地 に統合して駐車場を整備するという案件でございます。

資料1ページから2ページが許可申請書関係になります。

資料4ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、事業計画者は伊奈町と〇〇の〇〇の駐車場で車両を収容して運送業を営んでいるが、昨年7月に〇〇〇〇の駐車場の立ち退きを余儀なくされ、現在は都内の数カ所に分けて駐車場を借りたり、同業者の車庫を間がりしたり事業を行っているが都内ではまとまった駐車スペースを確保できないことから、既存の伊奈町の駐車場を返却し、本申請地に統合して駐車場を整備することを計画したとことです。

資料5ページから9ページは土地の全部事項証明書。

資料10ページは公図の写し。

資料11ページから21ページは駐車場の設置に係る資料、土地利用計画図、車両のリスト、現在の伊奈町の駐車場の配置図、現地の写真です。

資料22ページから28ページは資金調達計画書、土地売買契約書、見積書、残高証明書です。

資料29ページから33ページは会社の履歴事項証明書、定款。

資料34ページから36ページは印鑑証明書。

資料37ページは除外証明書。

資料38ページから40ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha 未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の $\bigcirc\bigcirc$ から約140mに位置しており、農地の規模も約5haと10ha未満ですまた、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検 討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないもの と思われます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章担当委員

現地を見てきました。農免道に面している土地でして、下草も刈られていて適正に管理されていて問題ありません。

議長

次に、本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

現地を見てきました。梅の木が植わっていて、草も刈られているので問題ありません。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

举手「全員」

議長

挙手全員です。よって、22番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号23番を議題とします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案番号23番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

続いて3ページ目は申請地の案内図。○○○○○から見て南西に位置する斜線で示したところになります。

資料4ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、事業計画者は主に下水道管の維持管理業を営んでいるが、現在使用している駐車場が手狭になり事業に支障をきたしていることから、本申請地に移転を計画したとのことです。

資料5ページから9ページは土地の全部事項証明書。

資料10ページは公図の写し。

資料11ページから20ページは駐車場の設置に係る資料、現在使用している駐車場の案内図、公図、土地登記簿謄本、現況写真、土地利用計画図、隣地同意書になります。

資料21ページから34ページは資金調達計画書、見積書、土地売買契約書、残高証明書です。

資料35ページから46ページは会社の履歴事項証明書、定款。

資料47ページから51ページは印鑑証明書。

資料52ページから53ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地がおおむね500m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。本申請地はニューシャトルの〇〇〇〇駅から約470mの距離にあります。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの 記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検 討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないもの と思われます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付し

てよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

現地は下草を刈っており、更地のようになっていました。隣接地は家庭菜園になっているが 影響はないと思います。また、近くにソーラーパネルがありましたが、これも問題ないと思い ます。

議長

次に、本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

現地を確認しました。商工葬祭の裏手の場所ですが、管理されており問題ないと思います。 議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、23番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。ここで、暫時休憩します。

議長

休憩を解いて、会議を再開します。第2号議案、番号24番につきましては、秋山英章委員が関係する案件でありますので、伊奈町農業委員会会議規則第10条の規定により休憩中に退席いただきました。議事には加わらないことになります。それでは、番号24番を議題とします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案番号24番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

資料1ページから2ページが許可申請書関係になります。

続いて3ページ目は申請地の案内図。○○○○を○○○団地より南にくだった斜線で示しているところになります。

資料4ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、事業計画者は主に給排水の設備工事業を営んでいるが、現在使用している○○の会社近くの駐車場が手狭になり事業に支障をきたしている。また、伊奈町の設備会社の下請として伊奈町を中心に蓮田市、上尾市なども受注も多いことから本申請地に資材置場を計画したとのことです。

資料5ページから6ページは土地の全部事項証明書。

資料7ページは公図の写し。

資料8ページから20ページは駐車場の設置に係る資料、現在使用している駐車場の図面、公図、駐車場使用契約書、現況写真、土地利用計画図、隣地同意書になります。

資料21ページから27ページは資金調達計画書、見積書、残高証明書です。

資料28ページから36ページは会社の履歴事項証明書、定款。

資料37ページは除外証明書。

資料38ページから40ページは印鑑証明書。

資料41ページから42ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha 未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の〇〇〇〇〇地内から約440mに位置しており、農地の規模も約1haと10ha未満ですまた、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検 討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないもの と思われます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

現地を確認してきました。申請地はすでにブロックで囲まれていて、除草してあり問題ない と思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、24番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。暫時休憩します。

議長

休憩を解いて、会議を再開します。

次に、第3号議案 農地利用集積計画について議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案「農用地利用集積計画」

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、町より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものでございます。

内容につきましては農用地の利用権設定に関する審議でございます。

内容に入る前に利用権の制度についてご説明します。先月出席の委員さんにつきましては説明が一部重複いたします。本日お配りしております資料をご覧ください。農地の権利の異動については、農地法第3条の規定による審議が必要となりますが、農地の貸し借りが円滑で流動的に行えるように規制を緩和した制度が農用地利用権設定になっております。こちらの申出書に借受人と貸付人とで連名で署名捺印して申出をしていただいた内容を農業委員会で審議したのち、伊奈町で農用地利用集積計画として告示することで、利用権の設定が行われるものです。伊奈町では年2回、5月と11月に告示しております。

それでは、事前にお配りしております、関係資料をごらんください。

めくっていただきますと、農用地利用集積計画の概要票になります。

利用権の内容、期間、耕作者、地権者、筆数の内訳になっております。

つづいて、次のページは対象地のリストになっております。

新規設定、更新設定の順に記載しております。

新規で利用権を設定する土地は4.4筆、35,313 ㎡、本年1.1月1.9日をもって契約が切、更新を設定する土地は1.4筆、10,448 ㎡で新規・再設定合わせて5.8等、45,761 ㎡になります。

ここで、今回新規で利用権を設定する案件の中で、初めて設定する農家さんについてご説明いたします。

2-33にあります、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんでございますが、本日お配りしております資料をご覧ください。こちらは、事前に $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんの営農状況等を調査した内容になります。

まず、〇〇〇〇さんですが、町内の主に土木工事業を営んでいる法人ですが、令和元年度末くらいから農業委員会事務局に農業に新規参入とほ場のあっせんの相談がございました。条件に合致した農地を紹介したところ、地権者との合意にいたったとのことでこの度の申請となりました。では資料にそって説明します。一枚目と二枚目は営農状況の調査票です。関係資料にもありましたが、〇〇〇〇〇の畑3枚、約2400㎡を借り受けし、そこに3棟のビニールハウスを建築、トマトの施設野菜を営農する計画ございます。

二枚目に売上高の見込みとして、一年目から3年目の金額が計上されております。初年度については、半年分として見込んでいるとのことです。つづいて、申出書と一緒に、確約書も提出していただいております。続いての資料は、施設野菜の営農パンフレットになります。トマトについて、ポット定植、養液栽培を行うとのことです。つづいて、法人の全部事項証明書になります。目的の中に農業について記載されております。

新規参入ということで、営農する技術面についての審査ですが、栽培指導について〇〇〇からのメーカー栽培指導がスケジューリングされており、そのほか定期訪問や栽培の確認、相談、助言など随時行うとのことです。

○○○○さんの営農従事者については、○○○○が当初は常時従事するとのことで、繁忙期は社員を派遣する予定とのことです。

販路についてですが、本社での直売や直売所での販売。また、販売しきれなかった場合は○ ○○が買い取りするとのことです。

最後の4枚はほ場の内容で、ビニールハウスの立面図、ほ場の配置図、ほ場の管理状況が分

次に、2-34から2-54にあります、○○○○○○○さんでございますが、こちらも本日お配りしております資料をご覧ください。過去の総会でもご審議いただいた案件ではございますが、新任の委員さんにおかれましては、初めてと思いますので、この○○○さんについての経緯をご説明いたします。以前、伊奈町の○○○○より東の田園地域で広く水稲されていた○○○、利用権設定の名義は○○○○さんですが、体調不良などの理由により平成26年くらいから営農がままならくなり、いつ撤退するかわからない状況のなか、平成30年の作付け時に依頼を受け引き継いだのが○○○○にお住まいの○○さんという方でした。しかし、農家要件のない○○さんには利用権の設定ができないため、平成31年4月の利用権設定の際には、○○さんを技術指導していた○○在住のある農家さんが利用権設定をし、そのかたの技術指導の下、○○さんが営農するという形で利用権設定を認めていました。その際の設定内容は15筆、約1.1haでしたが、○○○○が利用権設定を認めていました。その際の設定内容は15筆、約1.1haでしたが、○○○○が利用権設定を結ばずに相対で耕作している土地を含めると2町8反を○○さんが耕作しておりました。その利用権を結ばず相対で契約し耕作していた土地について4月と同様の内容で○○氏より利用権設定の申出について10月の農業委員会総会では、担当地区委委員や推進委員より営農状況が適切ではないとの意見があり、会として新たに利用権を認めることはできないとの判断をしました。

令和2年3月ですが、○○氏より農家として認めてもらいたい旨相談があり、まずは、担当地区委員と推進委員とで○○氏の今後の耕作について話を聞く懇談会を実施しました。会としては、認めることはできないが、念書を提出してもらい、令和2年の作付け状況で判断する旨4月の総会時に協議しました。

以上が○○氏の今までの経緯になります。

つづいて、営農状況調査ですが、現在約3町の田んぼを借り受けしております。

また、今までは、○○○○○○からほ場まで往復して営農しておりましたけど、資料にあるとおり、○○○○○○に農機具の基地と乾燥機を設定する土地を調達しております。

乾燥機を置いてある土地は3年の契約を結んでいるとのことです。

また、販路については、個人で販売しているもの、また、障害者事業所などにも袋詰め作業を含めた形で販売しているとのことです。残ったものについては○○の農家さんが買ってくれる こともあるそうです。ほ場の航空写真になります。

以上が新規参入者の説明になります。

ここまでは従来の利用権設定に係る資料になりますが、次のページをめくっていただきますと、小貝戸地区で行われた農地中間管理事業に伴う利用権を設定する土地の一覧になります。 筆数は325筆、242,469 m²になります。

ここで本日お配りしている資料をご覧ください。

農地中間管理事業のパンフレットでございますが、制度の概略についてご説明いたします。 図にあるように、耕作者と地権者の間に農地中間管理機構が入る構図になっております。出し 手の地権者から農地中間管理機構が土地を借受、その土地を耕作者に貸し付けるといったもの です。この制度のメリットについて、ページをめくってください。

○農地中間管理事業説明

ご審議いただいているのが、まる1で示しているところでございます。

農地所有者から農地中間管理機構の埼玉県農林公社に利用権の設定をするところでございます。表をみていただきますと、借受人がすべて農林公社になっております。

今まで利用権設定を行っていたものを一度解約して、埼玉県農林公社と利用権を設定したものと、地元農家組合と担当農業委員、推進委員を中心に地元の農家さんに制度周知を行った結果、中間管理事業に参加された農家さんが対象になっております。

今回の案件を含めた伊奈町全体での利用権設定の状況でございますが、全体で 8 6 5 筆、6 80,746 ㎡、約 6 8. 0 ha となります。前回の令和 2 年 5 月分と比較して、2 9 7 筆、215,892 ㎡の増でございます。

今回の申出人は、権利のある農地すべてを適正に管理耕作しております。利用権の設定を受ける者の備えるべき要件及び各規準に合致しておりますので、計画は問題ないものと思われます。

計画案のとおり決定してよろしいかご審議願いいます。説明は以上でございます。

議長

ただいまの説明の中で新規参入する法人について伊奈町農業委員会で流動化の手続きを審査するわけありますが、その設定年数について申請どおりの年数で適当がどうか私も懸念をもっているわけでありますが、〇〇さんについては、新規参入で遊休農地を解消してハウスでトマトやるわけで、〇〇〇さんはこの4月から農家として認められるかどうか農業委員会でその営農状況によって判断しようとしているわけですが。利用権の設定の最長の期間は何年ですか。事務局

10年です。

議長

初めての参入の〇〇さんの申請が10年ということで適当なのかどうか、また、〇〇〇さんの営農状況について判断し、申請どおりの5年間の申請でいいのか。地区担当の秋山委員さん、状況はどうですか。

秋山英章委員

昨年にくらべれば草の管理はよくなっているが、やはり刈り取りが遅いように感じる。全体的には改善していると思う。今後の作業について法人ということなので若い従業員が作業に参加できるのか。

高山貢一委員

昨年よりいい。作業は家族総出でやっているの見ている。

秋山事務局長

○○さんについては、○○○が技術支援してくれるという点は安心かなと思います。ハウスについて耐用年数が10年かといってちゃんと10年できるのかという不安はありますが、○○さんと○○○さんは解除条件付きでの利用権設定になりますので、農業委員会が営農状況が悪いと判断した場合には、止めてくださいと勧告ができる制度となっております。もし、この後、利用権が認められた際には、一年に一度営農状況について報告を出してもらうことになりますので、農業委員会の目は常に厳しく入る利用権設定になっております。また、○○○さんについては事務局一丸となってその営農状況を見守ってきました。秋山委員、高山代理もおっしゃっていたとおり、ほかの農家さんにくらべると見劣りする点もございますが、昨年より改善はしております。また、希望していた町内の基地も3年間の貸借ができたと聞いておりますので、事務局案といたしましては、一年一年、報告書等で営農状況を確認し、3年の期間で利用権を設定することを提案させていただきます。

議長

局長からこういった提案がありましたが、○○さんについては5年、○○○さんについては3年に期間を修正することについてご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。

原案の一部を修正した計画(案)のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

举手「全員」

議長

挙手全員ですよって、農用地利用集積計画(案)のとおり決定いたしました。

続きまして、第4号議案 農用地利用配分計画について議題といたします。事務局から議案 の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第4号議案「農用地利用配分計画」

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、町より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案の適否について意見を求められたものでございます。 内容につきましては先ほどご審議いただいた農地利用集積計画の中で埼玉県農林公社に利用権設定した土地を農地中間管理事業法に基づく借受申出している者に転貸を行う農用地利用配分計画案に関する審議でございます。

それでは関係資料をごらんください。

先ほどの利用集積計画とレイアウトが似ておりますが、今度は公社から借り受けて実際に耕作される方が記載されております。

また、番号1番につきましては、令和2年1月より開始した大針地区の農地中間管理事業の中で一部耕作者の変更があったものの利用配分計画になっております。

番号2番について説明いたしますと、○○○○○さんが所有している土地を農林公社に貸し付け、その土地を○○の○○○○さんに転貸している形になります。

番号3番については、○○○○さんが農林公社に土地をいったん貸し付け、○○○○さんが 公社から借りなおしている形になります。また、先ほどの資料をごらんください。

番号2番は、こちらの資料のパターン1にあたります。

番号3番については、パターン2にあたります。

ここで、小貝戸地区の航空写真をご覧ください。着色している箇所が今回中間管理事業で利 用権設定をし、転貸を行っているところになります。

小貝戸地区が約33~クタールのうち、約24~クタールが中間管理事業に参加しております。

本利用配分計画案でございますが、農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行う見込みがあるか等、農林公社から転貸される者の備えるべき要件および各規準に合致しておりますので、計画は問題ないものと思われます。

農業委員会として利用配分計画について意見の有無についてご審議願いいます。説明は以上でございます。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。

農用地利用配分計画について異存なしとすることに賛成の方は挙手願います。

各委員

举手「全員」

議長

挙手全員です。

よって、農用地利用配分計画(案)については異存なしとすることに決定いたしました。 続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。

秋山局長よろしくお願いします。

秋山事務局長

- ○会務報告
- ○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- 義援金
- ・農地パトロール実施お礼
- •8.1調査依頼
- ・花いっぱい運動

議長

ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。11月24日 火曜日、第1会議室 午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(閉会 午前11時15分)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和2年10月26日

会 長	
署名委員	
署名委員	